

保育所運営費「一般財源化」見送られる

◇ この度、子ども手当財源問題から、急きょ浮上した「保育所運営費の一般財源化問題」については、平成22年度からの導入は見送られました。

国の財政面の議論が優先し、子どもの育ちを保障するための議論としては、あまりにも拙速に過ぎるものであったこと。さらに財政的に疲弊した多くの地方自治体は、一般財源化された予算を子育てのために支出するとは限らず、子育て環境の低下に直結すること等の理由から結果、見送られ、国庫負担金制度が維持されました。

先般全私保連ニュース8号でもお伝えしました緊急集会を、12月15日、衆議院第二議員会館において全国私立保育園連盟、日本保育協会、全国保育協議会の保育三団体主催により開催しました。急きょ開催されたにも関わらず、当日400名以上の保護者、子育てネットワーク、保育士養成機関等の全国の関係者がつめかけ、正に参加者があふれかえる中で「保育所運営費の一般財源化」に反対をする声が相次ぐ中、多くの関係議員からメッセージが寄せられ、多数のマスコミの取材も行われました。

今回大変唐突で一時的な上記の議論が展開されましたが、同時に「“チルドレン・ファースト”は、全国どこで生まれ育っても、子どもたちが健やかに成長することを保障する社会の責任であり、国が保障すべきナショナル・ミニマムであること」を、関係機関や広く社会全般に至るまで“再認識”して頂く機会となったことは、何よりの結果であり、心より感謝申し上げる次第です。

この度の結果は、上記の趣旨について、関係議員や広く保育・子育てに関わる民間団体、保護者の方々をはじめ多くの方々にご理解・ご支援を頂いた成果であります。また、急な協力の呼びかけにも関わらず、各地域で地元の民主党総支部連合会を中心に説明・要請をして頂いた結果でもあり、改めて会員園各位のご協力を御礼申し上げます。

なお、今回、保育所運営費の「一般財源化」が見送られたと同時に子ども手当について、政府より下記の方針が示されました。児童福祉法第二条に明記された「国及び地方自治体」の責任を果たすためには、子ども手当に加え、正に車の両輪として生活支援施策の保育制度の質と量の拡充が必要不可欠です。私たちは、子どもたちの健やかな成長を図るために、将来に向けて国や地方自治体のしっかりとしたシステム、保障のもとで、保育者と保護者が安心して保育できる子育て環境の整備が確立されるよう、今後も引き続き、各地域において、できる限り他団体、関係団体とも連携協力の上、“現在の子どもと家庭が置かれた課題と保育園の社会的な意義”や“最低基準の重要性”、“一般財源化の問題”等について、地元の首長をはじめ国会議員の方々へ、現場からの具体的説明を進めて下さいますようぜひともご協力のほどお願いします。

(参考)

平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて

標記について、以下のとおり合意する。

1. 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
 - (1) 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。
 - (2) 所得制限は設けない。

- (3) 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
- (4) (3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
- (5) 公務員については、所属庁から支給する。
- (6) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

- 2. 平成 23 年度における子ども手当の支給については、平成 23 年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成 23 年度以降の支給のための所要の法律案を平成 23 年通常国会に提出する。
- 3. 子ども手当については、国負担を基本として施行するが、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う地方財政の増収分については、最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。
- 4. 3. の趣旨及び平成22年度予算における取扱いも踏まえ、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う増収分が最終的に子ども手当の財源に充当され、児童手当の地方負担分の適切な負担調整が行われるとともに、平成21年12月8日の閣議決定に基づいて設置される「検討の場」において、幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策の検討を進めることと併せて、「地域主権」を進める観点から、「地域主権戦略会議」において補助金の一括交付金化や地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の議論を行い、その見直しについて検討を行う。これらの検討については、平成23年度予算編成過程において結論を得て、順次、必要な措置を講ずるものとする。

平成21年12月23日

国家戦略担当・内閣府特命担当大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAX を停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp